

長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）骨子案の概要

1 目的 全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、多様な在り方を相互に認め、支え合い、活かし合う社会の実現に寄与すること

2 定義

- ① 障がい者
- ② 社会的障壁
- ③ 不当な差別的取扱い
- ④ 合理的配慮

4 県の責務

- ①障がい者の自立、社会参加及び障がい者差別解消の施策を策定、実施
- ②施策策定時、障がい者等の意見を反映
- ③県民、事業者が行う取組への情報提供、助言等

3 基本理念

- ① 障がい者の人権の尊重
- ② 社会参加の推進
- ③ 生活方法の自己決定権の尊重
- ④ 意思疎通手段の選択機会の確保
- ⑤ 幼少期からの障がいへの理解促進
- ⑥ 性別等の複合的要因への配慮
- ⑦ 県外からの障がい者への対応

5 市町村との連携

- ①県は共生社会づくりの施策を市町村と連携し実施
- ②市町村が実施する施策への情報提供、助言等

6 県民の役割

- ①障がい者が参加する活動への積極的参加
- ②県、市町村が実施する共生社会施策への協力
- ③必要な支援について可能な範囲で周囲に伝達

7 事業者の役割

県、市町村が実施する共生社会施策への協力

8 障がいを理由とする差別を解消するための措置

(1) 差別の禁止規定

	県	事業者	県民
不当な差別的取扱いの禁止	義務	義務	義務
合理的配慮の提供	義務	義務	—

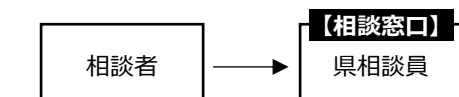
【不当な差別的取扱いの禁止】

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供の拒否、制限、条件付け等を行うことを禁止

【合理的配慮の提供】

障がい者から配慮を求められた場合、過重な負担にならない範囲で必要な配慮を行うこと

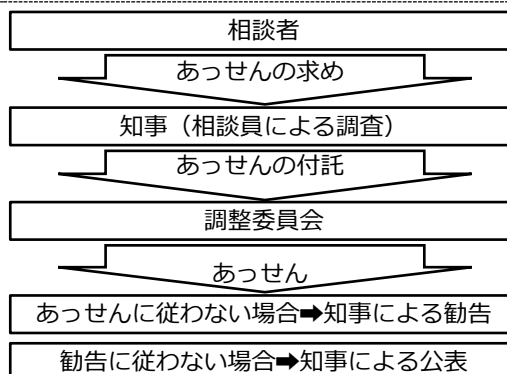
(2) 相談及び紛争防止又は解消のための体制



【相談者に対する対応内容】

- ・ 助言、情報提供
- ・ 事実確認、関係者等との調整
- ・ 行政機関への通告等

解決に至らなくても



9 共生社会実現のための県が行う基本的施策

- ① 情報保障
 - ② 医療、介護等
 - ③ 教育
 - ④ 就労支援
 - ⑤ 災害への対応
 - ⑥ 住宅の確保
 - ⑦ スポーツ
 - ⑧ 文化芸術活動
 - ⑨ 選挙等
 - ⑩ 権利擁護
 - ⑪ 人材育成
- の11分野について県の取り組むべき方向を規定